
製造業生産工程カイゼン補助金

公募要領

札幌市経済観光局

SAPP_00

1 補助金の目的

この補助金は、製造現場で抱える課題を分析し、その課題を解決するために策定した計画に基づき、本格的な IoT システムまたはロボット等の自動化装置を導入して自社課題の解決に取り組むさっぽろ連携中枢都市圏※（以下、「圏域」という。）内の中小製造業者に対して、当該取組に係る経費を補助し、生産性の向上ひいては競争力強化に寄与することを目的とする。

※「さっぽろ連携中枢都市圏」とは、札幌市及び近郊 11 市町村（小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）のことをいう。

2 補助金の内容

(1) 補助対象者

圏域市町村内に本社及び工場を有する中小製造業者

「中小製造業」とは、中小企業法第 2 条第 1 項で定める中小企業者のうち、主たる事業が日本標準産業分類に定める製造業である者をいう。ただし、以下に該当する「みなし大企業」は除く。

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業

(2) 補助対象事業

製造現場で抱える課題を分析し、その課題を解決するために策定した計画に基づき、圏域市町村内の工場に IoT システムまたはロボット等の自動化装置を導入して製造現場等の課題を解決し生産性向上を図る事業。

ただし、取組内容（企業名、補助金額、取組経過・結果など）の公表が可能であること（企業秘密部分を除く）。

IoT システム導入とは

複数の機械や製品等をネットワークに接続し、収集したデータや情報の見える化や自動記録、監視、制御、データ分析等を行うことをいう。

※受発注システムなど製造現場の生産性向上に直接関係しないものは除く。

ロボット等の自動化装置導入とは

生産工程の中で人が行っていた工程を産業ロボットや機械装置を導入することにより、自動化することをいう。

(3) 補助額等について

(ア) 補助上限額

1,500 千円

(イ) 補助率

2分の1以内

(ウ) 補助対象経費

別表のとおり

(エ) 補助対象事業期間

補助交付決定の日～令和4年（2022年）2月25日

(4) 採択件数

3件程度（予算額の範囲内）

3 申請書類等の提出

本補助金の申請を希望する場合は、以下の書類を提出すること。

様式は、札幌市ホームページからダウンロードできます。

【URL】 <http://www.city.sapporo.jp/keizai/seizo/shien/seisankouteikaizen.html>

(1) 交付申請書

◆ 必要書類（様式1及び2）一式

① 正本：1部（左肩ホチキス留め）

② 副本：4部（左肩ホチキス留め）

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 様式1 | 製造業生産工程カイゼン補助金交付申請書 誓約書（別紙） |
| 様式2 | 事業計画書 収支予算書（別紙1） 補助対象経費の内訳（別紙2） |

◆ 添付書類（各1部）

- ・企業パンフレット
 - ・定款（又は寄付行為）
 - ・企業の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・・・法務局より取得
 - ・直近3期分の決算報告書の写し（貸借対照表、損益計算書など）
 - ・法人市町村民税の納税証明書（指名願用）・・・各市役所、町村役場より取得
- ※ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）および納税証明書につきましては、取得後3か月以内の原本を提出してください。

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）

(3) 公募期間

令和3年（2021年）5月18日（火）～7月30日（金） 17時必着

今回の公募で採択された事業に対する補助金総額が予算額に達しなかった場合、2次募集を9月下旬頃から開始予定

4) 提出先

札幌市役所 経済観光局国際経済戦略室ものづくり・健康医療産業担当課
 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所15階北側）
 TEL : 011-211-2392 E-mail : monodukuri@city.sapporo.jp

4 申請書類の審査 補助金交付決定

本市による要件審査を経て、本市が設置する審査委員会において、下記の審査の観点に基づき書面審査を行います。（申請書類に不明な点などがあった場合は、ヒアリングを行う場合があります。）

【審査の観点】

| | |
|-------|--|
| 事業趣旨 | ・本補助金の目的に沿った計画となっているか。 ・解決したい課題が明確であるか。 |
| 妥当性 | ・課題に対してIoTやロボット等導入による解決が妥当であるか。 |
| 事業効果 | ・課題を解決することにより生産性の向上が見込めるか。 |
| 実現可能性 | ・事業遂行できる体制が整っているか。 |

5 採択企業・補助金交付決定

採択決定及び補助金交付決定の時期は、8月下旬を予定しています。

6 報告書等の提出

事業完了後、実績報告書（様式7）、補助金精算書（様式8）及び補助金精算に係る補助対象経費内訳（様式8：別紙1）を**令和4年（2022年）3月11日（金）まで**にご提出いただきます。

7 補助金の支払

補助金は精算払いとします。実績報告書を受領後、確定検査のうえ、補助金額を確定してお支払いします。

補助金の精算には、原則、見積書・発注書・契約書・納品書・請求書・領収書等の添付が条件になります。

8 その他注意事項

- （1）補助事業の終了後、札幌市が主催又は後援する成果報告会、セミナー等において事業の成果を発表していただくことがありますので、公開可能な取組みを申請してください。
- （2）補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合には、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式5）を市長に提出し承認を受ける必要があります。
- （3）事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。
- （4）事業終了後3年間、毎年、状況について報告をお願いします。
- （5）補助事業により取得し、又は効用が増加した財産のうち、その取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものについては、台帳を設けて、保管状況を明らかにしていただく必要があります。

別表（補助対象経費）

| 補助対象経費 | |
|--|---|
| 機器等導入費 | <p>1 IoT システムまたはロボット等の導入に係る</p> <p>① 機械装置・部品（各種センサー・カメラ等のデバイス、Wi-Fi・LPWA・RFID 等のデータ送受信装置、モニター・タブレット等のディスプレイ機器、産業用ロボット、工作機械の自動化装置等）</p> <p>② 工具・器具（測定工具・検査工具等）</p> <p>③ 関連ソフトウェア等</p> <p>の購入、賃借、製作、設置及び改良等に要する経費 ただし、事務処理用の PC、スマートフォン、タブレット端末等は対象外。</p> |
| 通信費 | <p>1 IoT システムまたはロボット等の活用に付随するクラウド利用料、SIM 利用料など</p> |
| 外注費 | <p>1 IoT システムまたはロボット等導入のための電気通信・設置工事等に係る外注費</p> <p>2 IoT システムまたはロボット等の導入及び活用支援に係るコンサルタント費</p> |
| その他の経費 | <p>1 上に掲げるもののほか、市長が必要かつ相当と認める経費</p> |
| <p>なお、以下の経費は補助対象としない。</p> <p>1. 消費税及び地方消費税相当分</p> <p>2. 通信料等について、既存事業部門との区分不可能な共通的経費</p> <p>3. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費</p> <p>4. 補助事業者が自社（関連会社を含む）の技術等を調達する場合の経費</p> <p>5. 振込手数料</p> <p>6. その他市長が不相当と認める経費</p> | |

※ 補助金交付決定日以降に契約し、令和 4 年（2022 年）2 月 25 日までに支払いを終えた経費を対象とします。